

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成27年3月31日付け障発0331第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）にてお知らせしたところである。

今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日付け障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）について、下記のとおりとするので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

記

修正か所①

新旧対照表P14 上から3行目～ ※ 修正内容は新旧共通（以下、修正か所②以下についても同じ。）

（誤） なお、（Ⅲ）の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。  
④領収書の交付



（正） なお、（Ⅲ）の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。  
④領収証の交付

修正か所②

新旧対照表P19 下から11行目～

（誤） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、障害児に対する虐待を・・・



（正） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を・・・

### 修正か所③

新旧対照表P30 上から8行目～

- (誤) 基準第53条は、設備運営基準第68条において医療型児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定医療型児童発達支援事業所においても定めたものである。  
基準第53条第4項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。
- ↓
- (正) 基準第58条第3項は、同条第一項第一号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。

### 修正か所④

新旧対照表P31 上から5行目～

- (誤) なお、(Ⅲ)の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。
- ④ 領収書の交付  
同条第4項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。
- ⑤ 通所給付決定保護者の同意  
同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。
- ↓
- (正) なお、(Ⅲ)の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。
- ④ 領収証の交付  
同条第5項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。
- ⑤ 通所給付決定保護者の同意  
同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児支援係 小橋口、鹿江 (3102)  
評価・基準係 吉元、北村 (3036)  
TEL : 03-5253-1111